



《会計・税務の知識》平成29年度税制改正(個人所得)

はじめに

平成29年3月27日に平成29年度税制改正に関する法律が成立し、3月31日に交付されました。そこで今回は、税制改正のうち個人所得に係る改正についてまとめました。

1. 配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

所得控除38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が150万円(合計所得金額85万円)に引上げとなり、収入金額の増加に伴い控除額は逓減し配偶者の給与収入金額約201万円(合計所得金額123万円)で控除額がゼロとなります。

また、納税者本人に所得制限が導入されます。給与収入金額1,120万円(合計所得金額900万円)で控除額が逓減を開始し、1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失となります。

平成30年以後の所得税および平成31年以後の住民税について適用となります。

① 配偶者控除額 ()内は住民税

居住者(所得割の納税義務者)の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)
900万円超 950万円以下	26万円 (22万円)	32万円 (26万円)
950万円超 1,000万円以下	13万円 (11万円)	16万円 (13万円)

② 配偶者特別控除額 ()内は住民税

	世帯主の合計所得			
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	
配偶者の合計所得	123万円以下	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)
	120万円以下	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)
	115万円以下	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)
	110万円以下	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)
	105万円以下	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)
	100万円以下	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)
	95万円以下	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)
	90万円以下	36万円 (33万円)	24万円 (22万円)	12万円 (11万円)
	85万円以下	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)

2. 積立NISAの創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」が創設されます(年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用)。

平成30年から平成49年まで適用となります。

3. 確定申告書の添付資料の簡素化

特定口座により上場株式等の配当所得等または譲渡所得等を受領し確定申告する場合、特定口座年間取引報告書の原本添付のほか金融機関が提供する電子交付された特定口座年間取引報告書の書面添付についても認められます。

また、医療費控除やセルフメディケーション税制の適用を受ける場合、医療費または医薬品購入費の領収書のほか医療費または医薬品購入費の明細書について認められます。

平成29年以後の所得税について適用。

※セルフメディケーション税制につきましては、平成29年3月24日発行の弊所メルマガを参照

4. 国民健康保険料の軽減基準所得の引上げ

国民健康保険料の軽減措置がされる基準所得について引上げがされます。

平成30年4月以降について適用。

前年中の世帯の判定基準所得(改正前)	前年中の世帯の判定基準所得(改正後)	減額割合
33万円以下	33万円以下	7割
33万円+26.5万円×被保険者数	33万円+27万円×被保険者数	5割
33万円+48万円×被保険者数	33万円+49万円×被保険者数	2割

おわりに

法人税についてはIoTやAI等の第4次産業に係る研究開発費を対象範囲に加えた研究開発税制や賃上げを促す所得拡大促進税制、中小企業向け設備投資減税拡大等の改正、資産税については事業承継税制や国際相続等に関する改正が織り込まれております。ご参考にしていただくと幸いです。

(担当:佐藤裕)